

建設省住防発第 26 号

平成 4 年 8 月 3 日

特定行政庁建築主務部長 殿

建設省住宅局建築物防災対策室長

### 建築・設備総合管理技術者の活用について

建築物の維持保全を図るため、建築基準法第 8 条第 1 項では建築物の所有者、管理者等に維持保全の努力義務を課しているところであり、また第 2 項においては、特殊建築物等の特に安全性の観点から特段の対策が求められる建築物については維持保全計画を作成し、その計画にのっとった維持保全の実施を求めているところである。

今般、この維持保全計画を策定し確実に実施するための知識・技術を備えた人材を育成することを目的として、(社)建築・設備維持保全推進協会(BELCA)において「建築・設備総合管理技術者」講習会が開催された。

この講習を修了した技術者は、建築物に関連する既存の資格者との連携のもと、維持保全計画を策定し遂行するものであり、建築物の維持保全の大きな牽引役になるものと期待されている。

そこで、今般、当該講習を修了した技術者の名簿が別添のとおり作成されたので、維持保全計画の作成を建築物の所有者等に指導するに際し当該技術者を紹介し、適切な計画書を作成するよう指導されたい。